

未来を拓け！女性農業者活躍応援事業 「女性農業者ビジネスチャレンジ」

女性のアイデア・感性を生かした「特産品の知名度アップ！農業の魅力アップ！」



異業種と連携した新商品開発
やマルシェ・農場ツアーの実施
など、新たなチャレンジをする
女性農業者を募集します！

4／から
公募開始！

公募時期

令和3年4月 日()から5月10日(月)まで

応募資格

県内に在住する女性農業者(個人・法人・任意組織)で
県女性農業経営士または認定農業者等であること

事業内容

異業種と連携した新商品開発やマルシェ・農場ツアーの
実施等

助成金額

定額助成(上限15万円)

応募方法

応募期限までに、企画提案書・添付書類を県庁農政部
経営技術課へ提出(郵送・メール可)

女性農業者ビジネスチャレンジで主に取り組める内容

消費者交流による特産品PR

マルシェや農場ツアー、農業体
験等を開催し、農産物のPR活
動や農業の魅力を紹介



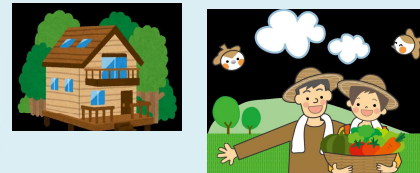
新商品や料理メニューの試作・ 開発, 既存商品の改良

菓子店やホテルシェフ, 大学生等と
連携した新商品の試作・開発など



農家民宿や農家レストラン・ 観光農園等へのチャレンジ

旅館業や商工関係等と連携し
た、新たな起業へのチャレンジ



その他、下記事項にも取り組みま
す。

- ・地域活性化につながるイベ
ントの企画, 試行
- ・デザイン等の試作, 開発
- ・資質向上のための研修 など

応募の流れ

公募開始(4/ ~5/10)

企画提案書の提出(5/10〆切)

県審査会の開催(5/下旬)

事業採択適否の通知(5/下旬)

事業実施計画の提出(6/月上旬)

事業実施計画の承認(6/中旬)

補助金交付申請(6/中旬)

補助金交付決定(6/下旬)

- 企画提案書を作成
- 希望する取組内容などを明記し、県庁経営技術課へ提出します。

提出された企画提案書の内容を審査します。

①応募資格(要件にあてはまるか)

②事業内容など

※ 必要に応じて、問合せを行う場合があります。

審査会の結果を基に、提案書の適否を決定し、応募者へ、その結果をお知らせします。

改めて、より具体的な事業実施計画を作成し、県庁経営技術課へ提出します。

補助金交付申請書を県庁経営技術課へ提出し、補助金交付の決定後に取組を開始できます。

応募に必要な書類

- 活動計画提案書(参考様式1及び参考様式2)
- 添付書類(個人・法人・任意組織で必要な書類が異なります。)
詳細は公募要領または実施要領を参照ください。

県ホームページ

※鹿児島県ホームページに実施要領、公募要領、応募に必要な様式等を掲載していますので、詳細はそちらをご覧ください。

ホーム>産業・労働>食・農業>普及指導活動>女性農業者ビジネスチャレンジ(未来を拓け!女性農業者活躍応援事業)企画提案を公募します

事業の相談窓口・提出先

県庁農政部経営技術課(鹿児島市鴨池新町10-1)TEL:099-286-3148

未来を拓け！女性農業者活躍応援事業（女性農業者ビジネスチャレンジ） 企画提案公募要領

女性農業者の農業経営や地域農業への参画，地域の担い手としての活躍を促進するため，本県の多様で豊富な農林水産物や地域資源を活かし，異業種と連携した新商品開発やイベントの実施など，女性農業者による新たなチャレンジを支援します。

1 応募者

県内に在住する女性農業者（個人，法人，任意組織）

2 応募者の条件

（1）上記1の個人については，次のいずれかに該当するものとする。

- ・ 県女性農業経営士（経営や労働管理に優れ，発言力や実践力のある地域の女性農業者リーダーとして知事が認定）
- ・ 認定農業者（共同申請を含む）であり，家族経営協定を締結しているもの
- ・ その他，知事が適当と認めるもの

（2）上記1の法人については，2の（1）の個人が役員に含まれており，その法人の定款等により，本事業への取組が可能と判断できるものとする。

（3）上記1の任意組織については，2の（1）の個人を代表者または役員に含む女性農業者で構成する組織で，代表者，組織及び運営等について規約を定め，会計処理を適正に行い得る体制を有しているものとする。

※ 過去（平成29年度以降）に採択された事業実施主体については，対象外とします。

3 助成金額

上限150千円（定額助成）

4 応募方法

本事業の実施を希望する団体は，応募に必要な書類を以下により提出してください。

（1）企画提案書

ア 企画提案書（参考様式1及び参考様式2）

イ 添付書類

- ・ 法人は構成員名簿（当事業を実施する構成員），法人の定款を添付
- ・ 任意組織は構成員名簿（当事業を実施する構成員），組織の規約を添付

（2）公募期間

令和3年4月9日（金）から5月10日（月）17時必着

（3）提出先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県農政部経営技術課

TEL：099-286-3148，FAX：099-286-5593

E-mail：fukyu@pref.kagoshima.lg.jp

担当：岩崎，指宿

5 事業で取り組める内容

- ・農産物の販路拡大（新たな出荷先の開拓）
- ・新たな特産品の試作・開発・販売促進
- ・料理・体験メニュー・サービスの開発
- ・既存商品のブラッシュアップ
- ・デザインやパッケージの試作・開発
- ・消費者交流による特産品PR活動・販売促進（マルシェ，農場ツアー，農業体験・加工体験等）
- ・地域活性化につながるイベントの企画開発や試行
- ・資質向上のための交流・研修
- ・農家民宿・農家レストラン・観光農園等へのチャレンジ
- ・その他，目的達成のために知事が特に必要と認める取組

6 審査

事業実施計画審査会において，応募のあった提案書について適否を決定し，審査の結果については，提案書を提出したすべての者にその旨通知します。

7 スケジュール（予定）

5月下旬	審査会
5月下旬	事業採択適否の通知
6月上旬	計画承認申請書（別記様式第1号）・事業実施計画（別記様式第2号）の提出
〃	事業実施計画の承認
6月中旬	補助金交付申請
6月下旬	補助金交付決定

※ 補助金交付決定後，事業実施。

8 その他

- （1）提出書類に不備がある場合は，受け付けないことがあります。
- （2）提出書類は，理由のいかんに関わらず返却いたしません。
- （3）提出等に要する費用は，応募者の負担とします。
- （4）必要に応じて，ヒアリングや応募書類内容の問合せを行うことがあります。

未来を拓け！女性農業者活躍応援事業（女性農業者ビジネスチャレンジ）実施要領

第1 趣旨

農業就業人口の約半数を占める女性農業者は、農業経営の発展や6次産業化等を推進する上で重要な役割を担っており、女性ならではの視点や感性、アイデアを生かした取組や能力発揮が期待されている。

そこで、本県の多様で豊富な農林水産物や地域資源を活かし、異業種と連携した新商品開発や特産品PRなど、女性農業者による新たなチャレンジが、農業所得向上や地域農業振興のための新たなビジネスとして成り立つよう、地域の担い手として活躍する女性農業者を育成する。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、県内に在住する女性農業者（個人、法人、任意組織）とする。

第3 事業実施主体の要件

- 1 第2の個人については、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 県女性農業経営士
 - (2) 認定農業者（共同申請を含む）かつ、家族経営協定を締結しているもの
 - (3) その他、知事が適当と認めるもの
- 2 第2の法人については、第3の1の個人が役員に含まれており、その法人の定款等により、本事業への取組が可能と判断できるものとする。
- 3 第2の任意組織については、第3の1の個人を代表者又は役員に含む女性農業者で構成する組織で、代表者、組織及び運営等についての規約を定め、会計処理を適正に行い得る体制を有しているものとする。

第4 事業の内容

本事業の事業内容は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすもので、別に定めるところによるものとする。

- 1 農業の振興と地域活性化に向けた取組であること。
- 2 農業以外の観光・商工業等の異業種と連携した取組であること。
- 3 地域資源（地域で生産される農産物、郷土料理、伝統文化、生活文化、施設（宿泊施設、遊休施設等）、遊休農地、自然環境等とする。）を活用した新たな商品やサービスの創出に結びつく取組であること。

第5 企画提案書の採択等

- 1 本事業の実施を希望するものは、企画提案書（参考様式1及び参考様式2）（以下「提案書」という。）を作成し、関係書類を添えて、知事が別に定めるところにより、提出するものとする。

- 2 知事は、この要領及び別に定めるところにより、提案書の内容を審査するため、事業実施計画審査会（以下「審査会」という。）を置くものとする。
- 3 審査会は、第5の1により提出された提案書について、次の各号に掲げる項目に基づき審査するものとする。
 - (1) 事業実施主体が、第3に掲げる要件を満たしていること。
 - (2) 事業内容が、第4に掲げる要件を満たしていること。
- 4 知事は、第5の3の結果を踏まえ、提案書について採択の適否を決定し、提案書を提出したすべてのものにその旨通知するものとする。

第6 事業の実施等

- 1 事業実施主体は、事業の実施にあたり、第5の4により採択された提案書をもとに計画承認申請書（別記第1号様式）及び事業実施計画書（別記第2号様式）を作成し、知事が別に定める日までに、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、第6の1の規定により提出された書類の内容を審査し、相当と認める場合は、事業実施計画を承認するものとする。
- 3 事業実施主体は、事業計画について重要な変更を行う場合は、第6の1の規定に準じて手続きを行うものとする。

第7 事業実績の報告

事業実施主体は、事業実施実績書（別記第3号様式及び別記第2号様式）を、別に定める期日までに、知事に報告するものとする。

第8 事業の推進及び支援体制

県は事業実施主体が実施する事業の効果的な推進を図るため、関係市町村及び団体と連携して、必要な助言及び指導を行うものとする。

第9 補助率

県は、予算の範囲内において事業実施主体に定額補助するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和3年4月1日から一部改正し、適用する。

未来を拓け！女性農業者活躍応援事業（女性農業者ビジネスチャレンジ）実施要領の運用について

1 事業の内容

実施要領第4に定める事業内容は、以下のとおりとする。

(1) 取組内容

- ア 農産物の販路拡大（新たな出荷先の開拓）
- イ 新たな特産品の試作・開発・販売促進
- ウ 料理・体験メニュー・サービスの開発
- エ 既存商品のブラッシュアップ
- オ デザインやパッケージの試作・開発
- カ 消費者交流による特産品PR活動・販売促進（マルシェ，農場ツアー，農業体験・加工体験等）
- キ 地域活性化につながるイベントの企画開発や試行
- ク 資質向上のための交流・研修
- ケ 農家民宿・農家レストラン・観光農園等へのチャレンジ
- コ その他，目的達成のために知事が特に必要と認める取組

2 事業実施計画の採択等

実施要領第5の2に定める審査会については，農政部次長（技術），農政課長，経営技術課長，総括農業専門普及指導員で構成し，会議の事務は経営技術課が処理する。

3 事業実施計画の変更

実施要領第6の3に定める重要な変更は，事業費の5割を超える増減とする。

4 事業実績の報告

実施要領第7に定める事業実績は，事業実施翌年度の4月末までに報告するものとする。

5 補助について

(1) 実施要領第9に定める補助については，当該年度について150千円を上限に予算の範囲内において，補助するものとする。

(2) 単年度での目標達成が困難な場合は，継続して事業を実施することができるものとする。

6 補助対象経費について

本事業の実施に要する経費は，次の表のとおりとする。

区 分	内 容
報 償 費	講師等謝金
旅 費	当該事業の実施に必要な最小限の旅費
需 用 費	印刷製本費（パンフレット，チラシ，各種資料の印刷費） 消耗品費
役 務 費	通信運搬費（郵送料，電信電話料及び運搬費）
賃 借 料	自動車，ほ場（農場），会議室などの賃借料等
委 託 料	デザイン委託料，加工試作等の委託料等
そ の 他	知事が特に必要と認める経費